

## 議案第 1 1 3 号

### 前橋市計量関係手数料条例の改正について

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

### 前橋市計量関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市計量関係手数料条例（平成 1 2 年前橋市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 1 号中「別表第 1」を「別表」に改め、同表第 3 号及び第 4 号を削る。

第 4 条を次のように改める。

（指定定期検査機関が行う定期検査の手数料）

第 4 条 法第 2 0 条第 1 項に規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）が行う法第 1 9 条第 1 項に規定する定期検査を受けようとする者は、第 2 条に定める手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の不徴収）

第 5 条 前橋市が使用する計量器の検査を行うときは、手数料を徴収しない。

別表第 2 及び別表第 3 を削り、別表第 1 を別表とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第 1 項の規定による定期検査をした場合について適用する。